



防衛装備庁

令和5年度

## 安全保障技術研究推進制度

(SBI R制度対象)

### 公募要領

#### 公募期間

令和5年1月27日(金)～令和5年5月9日(火)正午(12:00)

#### 【注意事項】

- 本制度への応募は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で行います。応募に先立ち、e-Radへの登録が必要になります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続を行ってください。
- 公募締切直前に提出されますと、応募書類の不備修正が必要になった場合の対応時間が十分に確保できず、公募期間内に受理されないことがあります。提出は十分な余裕をもってお願いします。

※ 本公募は、令和5年度の予算成立が前提となります。

令和5年1月

防衛装備庁

## 目次

<b>1 安全保障技術研究推進制度の概要</b>	<b>p. 5</b>
1.1 制度の趣旨等	
1.2 公募の概要及び委託業務の流れ	
1.3 本制度のポイント	
1.3.1 成果の公表について	
1.3.2 防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用について	
1.3.3 研究の進め方について	
1.3.4 研究終了後の協力について	
<b>2 公募・選考方法と採択後の流れ</b>	<b>p. 13</b>
2.1 公募内容	
2.2 応募資格	
2.2.1 研究体制について	
2.2.2 研究実施者の資格要件	
2.2.3 研究代表者の資格要件	
2.2.4 研究実施機関の資格要件	
2.3 審査体制	
2.4 審査の概要	
2.4.1 審査等の流れ	
2.4.2 審査における留意事項	
2.5 審査の観点	
2.6 採択後の手続等	
2.6.1 審査結果の通知	
2.6.2 業務計画案の作成	
2.6.3 公的研究費の管理・監査体制及び研究不正行為の防止のための体制の確認	
2.6.4 委託契約について	
2.6.5 契約に係るその他の留意事項	
<b>3 研究の実施と評価等について</b>	<b>p. 22</b>
3.1 研究の実施	
3.1.1 進捗管理	
3.1.2 研究実施におけるその他の留意事項	
3.1.3 研究成果等の公表及び調査への協力	
3.2 研究実施中又は終了後の提出書類	
3.2.1 業務完了届又は年度業務完了届の提出	
3.2.2 会計実績報告書の提出	
3.2.3 業務計画案の提出	
3.2.4 研究成果報告書の提出	

- 3.3 研究の評価
  - 3.3.1 評価の体制
  - 3.3.2 終了評価の実施
  - 3.3.3 中間評価の実施
  - 3.3.4 その他のタイミングでの中間評価
  - 3.3.5 評価結果の反映
- 3.4 研究成果を外部へ公表する際の手続
- 3.5 知的財産権の帰属等

#### 4 研究課題の応募方法 p. 26

- 4.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募
- 4.2 応募書類の作成
- 4.3 応募書類の提出
  - 4.3.1 e-Rad による提出
  - 4.3.2 公募期間
  - 4.3.3 余裕をもった提出のお願い
- 4.4 応募書類の作成・提出時の細部要領
  - 4.4.1 応募書類様式のダウンロード
  - 4.4.2 応募書類のアップロード
  - 4.4.3 画像ファイル形式
  - 4.4.4 応募書類の登録
  - 4.4.5 その他の留意事項

#### 5 応募に当たっての留意点 p. 28

- 5.1 研究実施機関の要件・責務等
- 5.2 研究費について
  - 5.2.1 研究費の内訳
  - 5.2.2 研究費の年度内執行の原則
  - 5.2.3 研究費の支払い
  - 5.2.4 研究費の精算について
  - 5.2.5 直接経費からの研究代表者の人件費支出
  - 5.2.6 直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする制度（バイアウト制度）
  - 5.2.7 間接経費の執行に係る共通指針
  - 5.2.8 本制度の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等
  - 5.2.9 博士課程学生の処遇の改善について
- 5.3 S B I R制度について
- 5.4 競争的研究費の適正な執行に関する指針
- 5.5 事実と異なる応募書類の提出に対する措置

- 5.6 本制度内での重複応募について
- 5.7 他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入れ状況
- 5.8 不合理な重複・過度な集中に対する措置
- 5.9 研究費の不正使用及び不正受給への対応
- 5.10 研究活動の不正行為に対する措置
- 5.11 他の競争的研究費制度で応募又は参加の制限が行われた研究者に対する措置
- 5.12 研究機関における研究インテグリティの確保について
- 5.13 安全保障貿易管理について
- 5.14 関係法令等に違反した場合の措置
- 5.15 応募情報及び個人情報の取扱い
- 5.16 e-Rad 上の情報の取扱いについて
- 5.17 研究者情報の researchmap への登録のお願い
- 5.18 委託業務において購入した物品等の取扱い
- 5.19 研究データマネジメントについて
- 5.20 その他事務手続について
- 5.21 問い合わせ先

<b>6 結言</b>	_____	<b>p. 40</b>
<b>別紙 1 令和5年度公募に係る研究テーマについて</b>	_____	<b>p. 41</b>
<b>別紙 2 令和5年度安全保障技術研究推進制度の応募書類作成要領</b>	_____	<b>p. 66</b>
<b>別紙 3 研究費の取扱区分表</b>	_____	<b>p. 92</b>
<b>別紙 4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について</b>	_____	<b>p. 98</b>

## 1. 安全保障技術研究推進制度の概要

### 1.1 制度の趣旨等

安全保障技術研究推進制度では、先進的な基礎研究を公募・委託します。特に、革新性を有するアイデアに基づき、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を求めます。

本制度は革新的・萌芽的な技術を発掘・育成するための事業ですので、皆様の自由な発想でご応募ください。後述する研究テーマに沿ったものであれば、どのような内容で応募するかは応募者の自由です。研究テーマとしては、対象領域を絞ったものの他に、大括りのテーマ領域を提示し、応募者にとって自由度の高い研究を実施できる研究テーマも設定してあります。ただし本制度では、既存技術や知識の実用化に向けた工夫等、応用研究や開発は対象とはなりません。また、真理の探究のみを目的とした純粋な学術研究も本制度で望んでいるものではありません。本制度では、基礎原理に根差す新たな発想や、基礎原理に立ち返って本質の探究を行うことにより、新領域の開拓や新たな波及効果等が期待できる、革新的な目的指向の基礎研究が望まれています。

本制度の対象はあくまでも基礎研究であり、防衛装備品そのものや、防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではありません。そのため、採択審査の観点に防衛装備品への応用可能性は含めておらず、外部有識者からなる委員会に、科学的・技術的見地から審査していただく仕組みとしています。仮に、すぐに防衛装備品に適用可能と考えられる、成熟した技術をお持ちであっても、本制度では対象となりませんので注意してください。なお、本制度による研究成果を装備品につなげるためには、更なる基礎研究・応用研究の積み重ねや、多様な既存技術との組み合わせ等が必要であると考えており、防衛装備品そのものを目指した応用研究や開発は、防衛装備庁が本制度とは別に、自ら行うこととしています。

また、本制度ではその研究成果が広く民生分野においても活用され、あるいは学術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発展していくことを期待しています。そのため、本制度における研究成果について、将来にわたって公表を制限することはありません（後述の1.3.1を参照）。また、本制度における研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定し、研究者による自由な活用を制限することはありません（後述の1.3.2を参照）。さらに、他の競争的研究費制度と同様、知的財産権を受託者に帰属させることが可能です（後述の3.5を参照）。これまでに本制度で得られた多数の研究成果が学会等を通じて公表されており、知的財産権も取得されています（後述の3.4を参照）。

なお、国費を原資とする他の競争的研究費制度と同様、研究の円滑な実施や予算の適正な執行を図る観点で進捗管理を行いますが、これは研究の内容に介入するためのものではありません。研究者の自由な発想こそが、革新的な成果を獲得する上で重要と考えているため、研究は研究者ご自身のお考えで自主的・自律的に行っていただきます。ただし、ご応募いただいた研究内容に基づいて、防衛装備庁と代表研究機関との間で委託契約を締結していただきますので、当初の契約内容から研究内容の変更がなされる場合には、両者の合意が必要です。

以上でご説明したとおり、本制度は基礎研究に取り組む研究者の皆様にとって、使いやすいものとなるように心がけており、「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」の内容も適宜反映させております。

本制度にご理解をいただきましたら、別紙1に示す研究テーマと合致する研究をお考えの方は、ぜひご応募をご検討ください。

何かご不明な点、詳細を確認したい点等がございましたら、5.21に示す問い合わせ先まで、お気軽にお問い合わせください。

## 1.2 公募の概要及び委託業務の流れ

本制度では、他の競争的研究費制度と同様に、対象とする研究テーマを提示した上で研究課題を公募し、外部有識者による審査の上、採択する研究課題（以下「採択課題」という。）を決定します。決定後、採択された者が所属する機関との間で委託契約を締結し、研究を実施していただきます。また、研究期間の終了後には、終了評価を実施します。

本制度で公募する研究の概要、タイプ別の特徴等は以下のとおりです。いずれのタイプにおいても、新規性、独創性又は革新性のある基礎研究を求めています。研究費や新規採択予定数等、詳細については、表1を確認してください。なお、研究費は1件当たりの最大金額を示しておりますが、採択時に一律に減額を求めるような対応はしておりませんので、応募する研究内容に応じて真に必要とする金額のみを計上するようにしてください。

### (1) 大規模研究課題（タイプS）

タイプSは、提案されたアイデア等を具現化し、その可能性と有効性を実証するところまでを目指した基礎研究を対象としております。当該技術を応用した、実用化に向けた実証までを求めているものではありませんので注意してください。また、異なるバックグラウンドを持った研究者同士の協力が、ブレークスルーを誘発し、それによって新たなイノベーションが生み出されやすくなるものと認識しておりますので、分野横断的な研究体制を構築しての応募や、異なる研究機関同士が互いの強みを持ちあう研究体制（企業と大学、企業と国立研究開発法人等）を構築しての応募を推奨しています（研究実施体制の良否は審査の観点の一つ）。

タイプSで採択される際は、複数年度にわたる一括契約とすることが効率的又は合理的であり、研究の遂行のために相応の研究費及び研究期間が妥当であると認められる必要があります。タイプSとして期待される研究課題の類型を以下に示します。

- 研究成果を得るために、大規模な試作や試験が必要な研究、又は数多くの試作や試験を繰り返す必要のある研究
- 研究機関や分野をまたいだ研究実施体制を構築するとともに、複数の研究計画を組合せて実施・管理する必要のある研究

ただし、研究内容をむやみに広げ、上限額近くまで経費を積み上げることや、研究期間を必要以上に長くとる計画は避けてください。

なお、タイプSの研究計画を立てる際には、当該研究課題の実施内容に応じて、適切なタイミング（5か年度の研究課題の場合は、3年度目10月頃を目途とします。）で中間評価を受けることをあらかじめ想定した計画となるように、留意してください。

### (2) 小規模研究課題（タイプA及びタイプC）

小規模研究課題は、年度ごとに契約を締結し、最大3か年度の研究を委託するものであり、タイプA及びタイプCの2つのタイプからなります。

タイプAは、本制度において基本となるタイプであり、タイプSほどの研究費や研究期間が必須とは言えない規模の新規性、独創性又は革新性のある基礎研究で、研究の実現性を判

断できるよう、目標の適切性や具体性、研究実施環境の整備状況や予備的成果による研究の準備状況等も含めて審査対象としています。

なお今年度より、タイプ S とタイプ A の金額差を少しでも緩和するため、タイプ A の研究費は最大 5,200 万円／年に変更しました。これにより、タイプ S が必要となるほどの規模ではないものの、タイプ A の枠内には収まらない、といったことが起きにくくなるものと考えています。また、やむを得ず別の研究要素を加えてタイプ S の規模にして応募する、といったことを考えることなく、本質的に重要な研究内容に絞った応募が可能になるものと期待しています。

タイプ C は、いずれかの研究テーマの趣旨に合致している限りにおいて、自由度の高い研究を採択することを目指したタイプです。特に、前例のない独創的な切り口から新しい知見を切り拓くようなリスクの高い研究の応募を求めています。このような研究の成果は、独創的なアイデア自体の検証であることから、独創的な着想（アイデア）及び応募者の研究能力を中心に審査します。応募書類でも先行研究等による予備的成果等を示すのではなく、提案するアイデアが実現できると見込まれる理由を記載することとしています。このため、若手研究者にとっても応募しやすいタイプとなっております。このように、タイプ C は単純にタイプ A よりも小規模な研究を求めているという性格ではなく、より一層チャレンジングな応募を期待しています。なお、各タイプでの審査における観点については、2. 5 も参照してください。



表 1 公募する研究の概要等

区分	大規模研究課題	小規模研究課題	
タイプ	タイプS	タイプA	タイプC
研究期間	令和5年12月頃～ 令和10年3月 (最大5か年度)	令和5年10月頃～令和8年3月 (最大3か年度。1か年度、2か年度でも可)	
1件当たりの研究費*1 (下限なし)	最大20億円/5年 (10億円、5億円、1億円 程度の規模でも応募可能)	最大5,200万円/年 (3千万円、1千万円、 数百万円程度の規模でも 応募可能)	最大1,300万円/年 (数百万円程度の規模 でも応募可能)
新規 採択予定数	9件程度*2	5件程度*2	5件程度*2
	大規模研究課題向けの予算の 範囲内で採択数を決定しま す。*3	小規模研究課題向けの予算の範囲内で 採択数を決定します。*3	
各タイプ の特徴	提案されたアイデア等を具 現化し、その可能性と有効性 を実証するところまでを指 した基礎研究が対象。ただし、 実用化に向けた実証までを求 めているものではありません。	新規性、独創性又は革新 性のある、研究テーマに 合致した基礎研究が対象。	より一層、独創的なアイ ディアに基づいた基礎研 究が対象。 (準備状況は不問)
契約形態	国庫債務負担行為による研究 期間全体を通じた複数年度契 約*4,5	年度ごとの委託契約*4,5	

- \*1 1研究課題当たりの直接経費及び間接経費(直接経費の原則30%)の合計。5.2.1参照。
- \*2 審査状況によって変更する可能性があります。
- \*3 審査の過程において、2.3で規定する委員会の判断により、応募者と実施内容、経費、研究期間等を調整の上、応募時とは異なるタイプの研究課題として採択する可能性があります。
- \*4 研究期間中に3.3.3又は3.3.4で規定する中間評価を受ける場合、その結果によっては、研究中途での配分する研究費の一部減額又は研究の中止があり得ます。
- \*5 翌年度も研究を継続する予定である場合、年度末に進捗状況の確認等を実施し、その結果継続の可否が判断されます(契約は毎年度更新)。継続しない場合の判断に当たっては、3.3.1で規定する委員会による3.3.4で規定する中間評価に基づくこととしています。

本制度における、委託業務の全体の流れを図1に示します。本制度への応募を希望する研究者は、【別紙1】に示す研究テーマを確認の上、いずれかの研究テーマの内容に沿った適切な研究課題を考案し、【別紙2】に示す応募書類に記入の上、公募期間中に提出してください。詳細は【別紙1】及び【別紙2】を参照してください

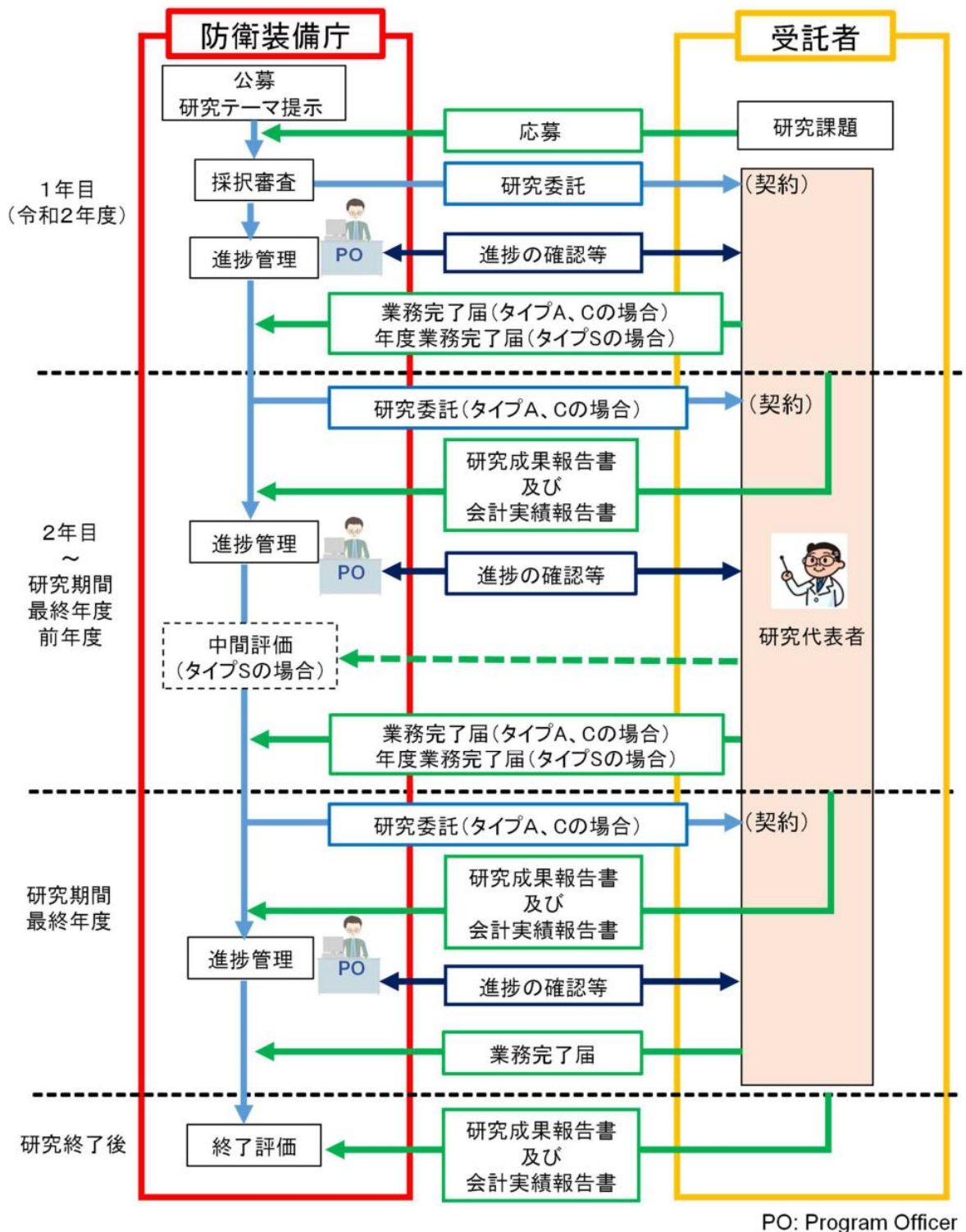


図1 委託業務の全体の流れ

### 1.3 本制度のポイント

- ・ 受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ・ 特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
- ・ 研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。
- ・ プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。

#### 1.3.1 成果の公表について

本制度は、基礎研究が対象であり、本制度による研究終了後も、民生分野において更に研究が進展することを期待するとの観点から、防衛装備庁が受託者による研究成果の公表を制限することはありません。なお、受託者が希望した場合に限り、知財の取得等の関係で成果の一部を一定期間不開示とすることは許容しますが、研究成果を外部に公表しないことを前提とするような研究課題は認められません。受託者による図書、雑誌、論文や学会、展示会等による研究成果の発表に際しては、本制度による研究の成果であることを明記していただきます。細部は、別途公開している最新の「委託契約事務処理要領<sup>1</sup>」及び後述の3.4を確認してください。

#### 1.3.2 防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用について

いかなる場合であっても、特定秘密<sup>2</sup>を始めとする秘密<sup>3</sup>を受託者に提供することはありません。また、本制度による委託業務実施の過程で生じたいかなる研究成果についても、特定秘密その他秘密に指定することはありません。

また、応募に当たって、防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用を前提とするような研究課題は避けてください。審査の対象外となる場合があります。ただし、研究を実施する過程で、防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用が研究目的達成の上で有効であると、受託者及び防衛装備庁の双方が認めた場合には、別途、利用について調整することとします。

#### 1.3.3 研究の進め方について

防衛装備庁所属の研究者であるプログラムオフィサーが、担当者として研究の進捗管理を実施しますので、ご協力をお願いします。なお、研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重して行うこととしており、プログラムオフィサーが、研究内容に介入することはありません（後述の3.1.1を参照）。

<sup>1</sup> <https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> から最新版をダウンロード可能です。

<sup>2</sup> 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」をいいます。

<sup>3</sup> 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項に規定する「秘密」及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する「秘密」をいいます。

#### 1.3.4 研究終了後の協力について

本制度の受託者には、研究期間中又は終了後に、防衛装備庁が開催するシンポジウム等において、研究成果の発表、また成果を取りまとめた冊子等への原稿の作成をお願いする場合があります。また、研究期間終了後、得られた研究成果の民生分野等における活用状況について、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」にのっとり追跡調査を行う「フォローアップ調査」等へのご協力をお願いすることがあります。このような活動は、研究期間終了後に発生するため、要する費用を本制度の直接経費で支出することはできませんが、対応いただくことについては、採択に当たっての条件であることをご理解願います。

なお、本制度に採択されて委託業務を行ったことにより、将来、防衛省又は防衛装備庁が実施する研究開発事業への参加を強制されることはありません。

## 2. 公募・選考方法と採択後の流れ

### 2.1 公募内容

今回、本制度で公募する研究テーマの詳細は【別紙1】を参照してください。応募者は、この研究テーマの中から一つを選び、その研究テーマで求めている内容に沿った具体的な研究課題を考案して応募してください。その際、応募する研究内容に鑑みて、1. 2を参考に応募するタイプを選択してください。応募方法の詳細につきましては、4. 1以降を参照してください。

### 2.2 応募資格

#### 2.2.1 研究体制について

本制度に基づいて研究を実施する研究者（以下「研究実施者」という。）のうち、研究実施の中心となる代表者を「研究代表者」とします。研究者1名での応募であれば、その方が研究代表者となります。2名以上の研究者から構成される研究グループで応募される場合、必ず1名の研究代表者を選んでください。また、「研究代表者」以外の研究実施者を「研究分担者」とします。なお、本制度に携わる関係者であって研究を実施しない協力者（実験を補助する技術員や事務作業を担当する事務員など、与えられた作業を実施する者）は研究実施者には該当しませんので注意してください。

研究実施者の所属機関を「研究実施機関」、研究代表者が所属する研究実施機関を「代表研究機関」、「代表研究機関」以外の研究実施機関を「分担研究機関」とします。応募は、代表研究機関の承諾の下、研究代表者が行います。その際、研究分担者についても同様に、その者が所属している研究機関の承諾が必要です。

#### 2.2.2 研究実施者の資格要件

全ての研究実施者は、研究を実施する能力のある以下のいずれかの機関に所属していることが必要です。

- ① 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関
- ② 独立行政法人（国立研究開発法人を含みます）、特殊法人又は地方独立行政法人
- ③ 民間企業や研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等<sup>4</sup>

また、これらの機関及び研究実施場所は、原則として全て日本国内に所在していることが必要です。ただし、以下の者は研究実施者になることができません。

---

<sup>4</sup> 民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1 民法、商法その他日本の法律に基づいて設立された法人であること。
- 2 応募した研究課題について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本応募に係る技術研究のための拠点を有すること。
- 3 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

- 応募時又は研究実施時に国家公務員又は地方公務員<sup>5</sup>の職にある者
- 防衛装備庁において研究に関する職（非常勤職員は除きます）に従事し、当該職を離れてから5年を経過していない者
- 本制度の研究費の不正使用等又は研究活動における不正行為等により、本制度への応募が制限されている者（後述の5. 9及び5. 10を参照）
- 国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度<sup>6</sup>において、研究費の不正使用等又は研究活動における不正行為等により応募が制限されている者（後述の5. 11を参照）

### 2.2.3 研究代表者の資格要件

研究代表者については、前項に加えて以下の条件を満足する必要があります。

- ① 日本国籍を有すること。
- ② 日本語による面接審査や評価に対応できること。
- ③ 研究期間中、応募時に所属していた代表研究機関に継続的に在籍できること  
（代表研究機関の統合、分割や組織改編等の場合は除きます）。

研究代表者は、応募した研究課題の内容や面接等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有します。また、研究課題が採択された後は、引き続き当該研究課題全般について、総括的な責任を有するものとします。具体的には、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究の実施のみならず、研究実施者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の所掌を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、再委託先を含む研究グループ内における取りまとめ役としての役割を担うこととなります。特にタイプSの場合には、応募内容にもよりますが、研究代表者は複数の研究計画を管理する能力も求められます。そのため、研究期間中の研究代表者の変更を伴うような応募は避けてください。研究期間中、要件のうち1つでも満たさなくなる等（退職等も含む）により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる方は、研究代表者にならないようお願いいたします。

### 2.2.4 研究実施機関の資格要件

本制度における委託契約は、防衛装備庁と代表研究機関との間で結びます。そのため、分担研究機関がある場合は、代表研究機関からの再委託契約を結んでください。なお、代表研究機関を含む研究実施機関は以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

<sup>5</sup> 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に定義される独立行政法人、又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に定義される地方独立行政法人に所属する職員は除きます。

<sup>6</sup> 以下のURLを参照してください。なお、URLは変更されることがあります。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin\\_r4.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin_r4.pdf)

- ③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格<sup>7</sup>）「役務」の「A」、「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格の基準を満たす者であること（代表研究機関のみ）。資格を取得していない場合は、契約時までには資格を取得する必要があります。なお、等級による申請可能な経費への制限はありません。
- ④ 防衛省又は防衛装備庁から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ ④より、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、防衛省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

この他、代表研究機関に関して、著しい経営の状況の悪化若しくは資産・信用度の低下の事実がある場合又は契約の履行がなされないおそれがあると認められる場合には、契約時に10%以上の契約保証金の納付を求めることがあります。

また、全ての研究実施機関は、公的研究費の管理・監査体制及び研究不正行為の防止のための体制を構築するなど、適切な管理に努める必要があります。詳細は2.6.3及び5.1を確認してください。

### 2.3 審査体制

本制度における研究課題の採択、研究成果の評価その他必要な事項について、独立性、公平性及び透明性を確保した審査、評価又は審議を行うため、防衛装備庁に大学教授等の外部有識者からなる安全保障技術研究推進委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

委員会の委員（以下「評価委員」という。）には、評価委員として取得した一切の情報を、評価委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、自身の研究若しくは業務に利用しないこと等、秘密保持を遵守することが義務付けられています。また、評価委員の氏名等は、課題採択後、一般に公開します。なお、評価委員のうち審査・評価対象研究課題の研究実施者の利害関係者となる評価委員は、防衛装備庁が別途定める基準に従い、当該研究課題の審査・評価には加わりません。

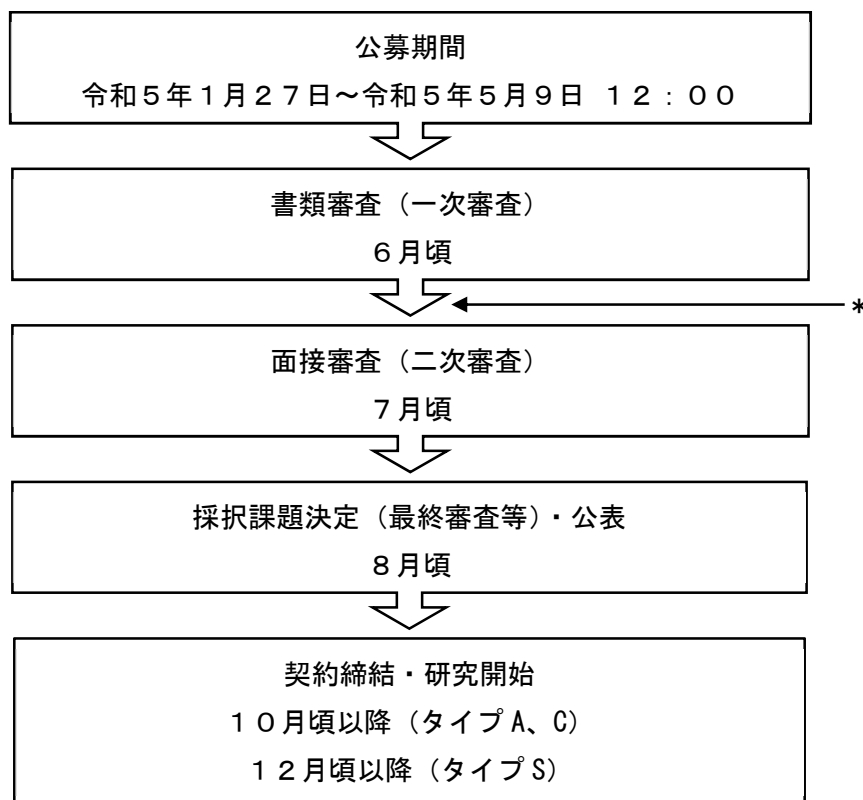
---

<sup>7</sup> 本資格は、以下のホームページから手続きが可能です。  
<https://www.chotatu.joho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

## 2.4 審査の概要

### 2.4.1 審査等の流れ

委員会による書類審査、面接審査により採択課題が決定されます。本制度における公募から採択課題決定、契約までのスケジュールの概略を図2に示します（書類審査から研究開始までの時期は目安です）。



\* 応募が多数の場合、書類審査の結果により面接審査対象を選定します。

図2 公募から契約までのスケジュールの概略

### 2.4.2 審査における留意事項

- (1) 本要領に記載された条件を満たしていない、又は応募書類に不備等がある場合は、審査の対象とならないことがあります。
- (2) 研究要素に乏しく、研究実施機関の施設整備や既存技術の製品化等が主たる目的と見なされた場合、委員会の判断により、以降の審査の対象とならないことがあります。
- (3) 応募書類だけでは理論的又は実験的裏付けが十分に得られない場合や、研究の方法や計画が具体的に書かれていない場合等には、委員会の判断により、以降の審査の対象とならないことがあります。
- (4) 書類審査の結果については、面接審査の候補日のおおよそ1週間前までに、全ての応募者に対しメール等でご連絡いたします。面接審査の候補日は、当該連絡前に本制度のホームページに掲載しますので、適宜ご覧ください。面接審査の対象に選ばれた研究課題の研究代表者の方であっても、面接審査の実施日はご指定いただけませんのでご了承ください。



なお、正式な採択、不採択の通知は、審査が全て終了してから実施します。また、審査の途中経過等に関するお問い合わせは一切受け付けておりません。

- (5) 面接審査では、研究代表者自身によるプレゼンテーションを行っていただきます。詳細は決まり次第ホームページで公開いたしますが、パワーポイントを用いて、研究の背景や意義、内容、アピールポイントなどを、10～20分程度で発表していただき、その後評価委員との質疑応答に対応していただくことを予定しています。なお、やむを得ない事情がある場合を除き、代理は認められません。また、面接審査に出席しなかった場合は、審査対象から除外されますので、注意してください。
- (6) 審査の過程において、より適切な研究計画となるよう、委員会よりコメントを出す場合があります（例：タイプSで応募されているが、まずは研究内容を絞ってタイプAとして実施してはどうか、〇〇の専門家を研究体制に組み入れてはどうか、中間目標を具体的に記載できないか、等。）。ただ、当該コメントに対してどのように対応するかは、応募者自身の判断でお決めいただきます。
- (7) 防衛装備庁幹部、関係者等へ採択の陳情を行う行為は厳に慎んでください。

## 2.5 審査の観点

審査は外部有識者からなる委員会が、科学的・技術的な見地から行います。審査においては、表2に示す観点に基づき、総合的に採点評価がなされます。これらの観点のうち、**革新性及び成果の波及効果については、特に重視して審査されます**。この他、タイプSとして応募された研究課題については、タイプSとする必要性等についても審査することとしています。なお、防衛装備品への応用可能性については、審査の観点に入れておりません。

表2 審査項目と審査の観点

審査項目	審査の観点	
	タイプS、A	タイプC
1 研究の 発展性、 将来性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募内容が、該当する研究テーマで求めている内容に込えているか。 <b>(研究テーマとの整合性)</b></li> <li>・ 新規性、独創性又は革新性がある成果が期待され、実施する価値があるか。新規性、独創性又は革新性を有する内容であれば、いわゆるハイリスク研究も大いに推奨される。<b>(成果の新規性、独創性、革新性)</b></li> <li>・ 得られた成果が、学術分野や民生分野などの科学技術領域へ波及することが期待できるか。<b>(成果の波及効果)</b></li> </ul>	

表2 審査項目と審査の観点 (続き)

審査項目	審査の観点	
	タイプ S、A	タイプ C
2 研究の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標が理論的又は実験的な根拠に基づき具体的かつ明確に記載されているか。期間内の実現という観点から目標が適切に設定されているか。世の中の科学技術動向から見て極端に困難又は容易な目標になっていないか。目標の達成状況を客観的かつ定量的に検証可能とするような評価指標が提示されているか。 <b>(目標の具体性、明確性、適切性)</b></li> <li>・ 研究目標を達成するための研究計画は、個々の研究要素レベルに至るまで具体化されており、抜けや不必要な部分はないか。計画の進捗状況を検証できるようなマイルストーンが適切に設定されているか。目標実現のためにボトルネックとなる科学技術的な課題を分析し、これに対応した研究計画となっているか。目標を実現するための方法論に新規性、独創性又は革新性があり、類似研究に対する優位性が認められるか。<b>(研究計画及び方法)</b></li> <li>・ 研究計画に対する経費は必要十分であり、無駄のない計画となっているか。目標とは直接的な関連性に乏しい、例えば研究機関の基盤整備等のために経費が配分されていないか。<b>(必要経費)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 達成すれば科学技術分野に大きなインパクトを与えうる目標が設定されているか。<b>(研究目標)</b></li> <li>・ 独創的な着想に基づく研究の方法論が提案されており、ブレイクスルーが期待できるか。<b>(研究方法)</b></li> <li>・ 研究計画に対する経費は必要十分であり、無駄のない計画となっているか。目標とは直接的な関連性に乏しい、例えば研究機関の基盤整備等のために経費が配分されていないか。<b>(必要経費)</b></li> </ul>

表2 審査項目と審査の観点（続き）

審査項目	審査の観点	
	タイプS、A	タイプC
3 研究の効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究代表者及び研究分担者は研究を遂行するために十分な実績又は能力を有しているか。本研究において能力を十分発揮できるだけのエフォート（研究者の全仕事時間<sup>8</sup>に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））を配分しているか。研究代表者は個々の研究遂行能力にとどまらず、研究全体をマネジメントする能力を有しているか。（<u>研究代表者等の能力</u>）</li> <li>設備備品等、研究を実施するための環境が事前に整備されているか、又は研究実施期間中の整備計画について十分検討がなされているか。目標の実現を期待させるような先行研究等による予備的成果が得られているか。（<u>研究の準備状況</u>）</li> <li>研究を実施するために、効率的な体制が構築されているか。研究実施者間の情報共有及び連携体制が具体的に構築され、研究代表者が研究全体を円滑に管理及び運営できる体制ができているか。研究分担者に関しては、担当する研究開発要素に対して適切な人材であるか。研究成果を持続的に発展させるために人材育成の観点を考慮した体制ができているか。（<u>研究実施体制</u>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究代表者及び研究分担者は独創的な着想に基づく研究を遂行するために十分な実績を有しているか、又は能力が期待されるか。本研究において能力を十分発揮できるだけのエフォートを配分しているか。（<u>研究代表者等の能力</u>）</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究代表者等が当該応募以外に受け入れている研究費と、<u>不合理な重複や過度な集中</u>がないか。</li> </ul>	

## 2.6 採択後の手続等

### 2.6.1 審査結果の通知

全ての審査終了後、全ての応募者（研究代表者）に対して、採択／不採択を通知いたします。採択通知に当たっては、採択条件として、応募された実施計画等の見直し、研究費の調整等が付される場合があります。不採択の場合は、簡単な不採択理由もメールでお伝えします。ただ

<sup>8</sup> 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

し、その内容等に関する問い合わせについては、回答できかねます。

また、採択課題については、課題名、課題の概要、研究代表者の氏名と所属機関名等をホームページ等で公表します。ただし、分担研究機関となる研究機関の名称等については、防衛装備庁の直接の契約相手ではないことから、その公表に当たっては当該機関の意向を尊重し、公表の意向がない場合は、公表しません。一方で、不採択となった研究課題については、その応募の有無、応募内容等は公表しません。なお、応募情報の取扱いについては5.15を参照してください。

## 2.6.2 業務計画案の作成

採択課題の研究代表者は、契約に先立ち、応募書類を基に委託契約事務処理要領に規定する「業務計画案」を作成し、3.1.1で規定する事務局と内容の調整をしていただきます。事務局からは、応募書類との齟齬がないか、採択に当たって委員会から付された条件等が踏まえられているかを確認させていただきます。なお、予算の上限額内に収めるため実施内容の実施時期や経費計画の修正を提案することがありますが、研究内容を不当にゆがめるものではありません。

業務計画案が確定した後は、委託契約事務処理要領に基づいて契約手続に入ります。契約金額は、審査結果等を踏まえた修正に伴い、申請額から減額される場合もあります。

## 2.6.3 公的研究費の管理・監査体制及び研究不正行為の防止のための体制の確認

研究機関においては、研究機関の責任の下、研究費の適切な執行のための公的研究費の管理・監査体制の整備及び研究不正行為の防止のための必要な規定や体制の整備に努めていただきます。詳細は5.1を参照してください。なお、公的研究費の管理・監査体制及び研究不正行為の防止のための体制又は管理手法が不適切であると判断された場合、配分する研究費の一部減額等の措置を行うことがありますので注意してください。

### (1) 体制整備等自己評価チェックリストについて

採択課題の研究代表者が所属する代表研究機関は、5.1(1)に示す指針に関連し、他府省等で用いられているものと同様の「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。同リストの提出をもって体制等の確認を行うこととしておりますので、チェックリストの提出がない場合、契約が締結できません。チェックリストについては、以下の防衛装備庁ホームページをご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html>

### (2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育の履修義務について

本事業における委託業務に参画するすべての研究実施者は、応募した研究課題が採択された後、委託契約の締結手続において、5.1(1)に示す指針にて求めているコンプライアンス教育及び5.1(2)に示す指針にて求めている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育を受講し、内容を理解していることが求められます。また、各研究実施機関からは、それらの履修報告を提出していただきます。なお、研究機関が独自の教育プログラムや教材をお持ちでない場合などは、インターネット上で受講できるeラーニングを活用していただいても結構です。

#### 2.6.4 委託契約について

防衛装備庁は、採択課題の研究代表者と業務計画書及び委託契約に係る条件の調整を行った上で、研究代表者が所属する代表研究機関と委託契約を締結します。研究実施者個人との間で委託契約を締結することはありません。

タイプSの研究においては、最大5か年度にわたる契約を締結することとなりますが、その際、年度ごとに必要な概算金額を定めることとなります。本契約に基づき各年度に支払われる金額は、契約段階で定めた年割額が上限となります。なお、5.2.2で述べるとおり、当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則となりますので注意してください。

#### 2.6.5 契約に係るその他の留意事項

契約を締結するに当たっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（契約額を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択課題であっても契約に至らない場合があります。

また、防衛装備庁が分担研究機関と直接委託契約を締結することはありません。研究代表者が他研究機関の研究分担者と共同で研究を行う場合、所属機関同士で再委託契約の締結をお願いします。その際の契約書等の関係書類は、委託契約事務処理要領様式第1-1又は第1-2の第9条に準じ、5年間保存するようにしてください。電子データでの保存でも構いません。

### 3. 研究の実施と評価等について

#### 3.1 研究の実施

##### 3.1.1 進捗管理

契約後、研究実施者は「業務計画書」に基づいて研究を実施してください。

研究課題の進捗管理は、本制度の運用を統括するプログラムディレクター（以下「PD」という。防衛装備庁の職員。）の指示の下、研究課題ごとに指名されるプログラムオフィサー（以下「PO」という。防衛装備庁所属の研究者。）が中心となって行います。研究実施者は、POと密接な連携を図ることが求められますのでご協力をお願いします。

POが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。ただし、指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があるとPDが認めた場合のみとしています。また、研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重して行うこととしており、POが、研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはありません。

また、本制度の運営全般の事務等の取扱いは、PDの統括の下、事務局である防衛装備庁技術戦略部技術振興官及び技術連携推進官（以下「事務局」という。）が担当します。ただし、事務局としての機能の一部は、外部に委託する予定です。

##### 3.1.2 研究実施におけるその他の留意事項

- (1) 分担研究機関として業務計画書に明記されている場合を除き、直接研究内容に係わる業務について、本制度の研究費を使用して一部又は全部を再委託することはできません。
- (2) 予算上の制限によりやむを得ない場合には、研究費の減額又は研究の中止を求めることがあります。
- (3) 新たな試みとして、研究の質向上／技術基盤の育成の観点から、評価委員が（技術的な）アドバイスを行えるようにする計画です。ただし、研究の自律性確保を図るため、代表者から希望があった場合に限ることとします。

##### 3.1.3 研究成果等の公表及び調査への協力

防衛装備庁が開催するシンポジウムにおける成果等の発表（プレゼンテーション）や、防衛装備庁が作成する冊子に掲載する原稿の作成を依頼することがありますので、研究実施者はご協力をお願いします。また、防衛装備庁が行う説明・発表において、ご了解をいただける範囲で、研究内容をご紹介する場合があります。

また、研究終了後、一定期間を経過したものについては、研究成果の活用状況の把握・分析を行うためのフォローアップ調査を行うことがありますので、研究実施者はご協力をお願いします。

#### 3.2 研究実施中又は終了後の提出書類

##### 3.2.1 業務完了届又は年度業務完了届の提出

研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、契約が完了したときは、契約期間内（通常、

3月31日まで)に「業務完了届」を提出していただきます。

タイプSの研究においては、研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は業務完了届の他、契約期間中の最終年度を除く毎年度、年度末までに「年度業務完了届」を提出していただきます。

なお、これらは、契約管理上必要な、簡素な事務的文書であり、研究成果等をご記載いただくものではありません。

### 3.2.2 会計実績報告書の提出

研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、契約が完了したときは、契約完了日の翌日から起算して61日以内（年度末が契約完了日の場合には5月31日まで）に「会計実績報告書」を提出していただきます。ただし、年度内精算を行う等、特定の条件の場合には、翌年度の4月中に当該年度分の支払額を確定し支払を終了する必要があります。この場合の提出書類及び提出時期は別途調整します。

タイプSの研究においては、研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、契約が完了したときの他、契約期間中の毎年度、原則5月31日までに前年度分の会計実績報告書を提出してください。

### 3.2.3 業務計画書の提出

翌年度も研究を継続する予定の研究課題については、POと調整の上、契約に基づき研究を実施している年度の進捗を取りまとめた資料及び翌年度の契約又は契約変更に必要な「業務計画書」を提出していただきます。ただし、タイプSの研究において、既に翌年度分の詳細な計画が記載されている業務計画書が、委託契約に含まれている場合は、この限りではありません。これら提出された情報に基づき、必要に応じて翌年度の契約又は契約変更の手続を行います。

なお、研究の進捗状況等から評価が必要と判断された場合には、委員会に諮った上で、研究の中止や「業務計画書」の変更等を行っていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。業務計画書の提出時期は、12月中旬～1月中旬頃を目処としてください（研究実施初年度は別途調整）。ただし、必要な場合は、その都度調整するものとします。

### 3.2.4 研究成果報告書の提出

本制度で得られた研究成果について、研究代表者は、年度ごと（研究期間の最終年度については全研究期間）に公表した成果又は公表予定の研究成果等を取りまとめた「研究成果報告書」を作成し、所定の期間内（契約完了日の翌日から起算して61日以内又は報告対象年度の翌年5月31日まで）に防衛装備庁へ提出していただきます。なお、外国語の論文等の場合には、提出時に日本語による概要等を添付していただく場合があります。

## 3.3 研究の評価

### 3.3.1 評価の体制

本制度における研究成果の評価（終了評価）、研究期間中に進捗状況の確認等を目的として行う中間評価は、2.3で述べた大学教授等の外部有識者からなる委員会にて行います。評価委

員のうち評価対象研究課題の研究実施者の利害関係者となる評価委員は、防衛装備庁が別途定める基準に従い、当該研究課題の評価には加わりません。なお、これらの評価結果は防衛装備庁のホームページにおいて公表されます。

### 3.3.2 終了評価の実施

研究期間（タイプA及びタイプCの研究の場合は最大3か年度、タイプSの研究の場合は最大5か年度）終了後、研究課題の成果に関する終了評価を実施します。その際、研究代表者に成果等のプレゼンテーションをしていただきます。評価の観点は、研究目標の達成度、発展性、計画時に想定していなかった副次的成果等、論文、特許、学会発表等の成果、研究の効率性等です。

### 3.3.3 中間評価の実施

タイプSの研究においては、採択審査時における委員会の審査の結果に基づき、研究の中間年度（5か年度の研究課題の場合は、3年度目10月頃を目途とします。）に中間評価を行うことを基本とします。評価の際には、研究代表者にそれまでの成果等のプレゼンテーションをしていただきます。評価の観点は、研究目標の達成可能性、進捗状況、今後の課題、研究計画、研究の効率性等です。

### 3.3.4 その他のタイミングでの中間評価

研究期間中、3.3.3で述べたタイミング以外にも、研究課題の進捗状況等から、研究課題の評価が必要と判断された場合には、委員会による中間評価を臨時に行う場合があります。

### 3.3.5 評価結果の反映

中間評価の結果においては、必要に応じて、以後の研究計画の見直し又は中止、研究費の増額・減額、研究実施体制の見直し等の意見が付されることがあります。その場合、PO及び事務局は、当該研究課題の研究代表者と業務計画書の修正等必要な調整を行います。

## 3.4 研究成果を外部へ公表する際の手続

1.3.1でも述べたとおり、本制度では、受託者による研究成果の公表を制限することはありません。論文誌への投稿や学会発表等は、積極的に実施していただきたいと考えています。研究成果の公表に当たっては、取得すべき知的財産権の獲得に悪影響が及ばないこと及び本制度による支援があったことを謝辞等により明示していることを確認の上で、実施していただくようお願いします。論文投稿時等、本制度により助成を受けた旨を記載する際は、謝辞（Acknowledgment）に「防衛装備庁安全保障技術研究推進制度 Grant Number JPJ004596」を含めてください。

また、学術的影響の大きい科学雑誌への掲載が決まった場合、大きな反響が予想される学会発表や展示会出展等を行う場合、報道機関への発表を行う場合や取材を受ける場合等、社会的に大きな影響を与えることが予想される場合は、公表前に委託契約事務処理要領に定める「成果公表届」を事務局まで提出してください。これは、本制度を所掌している防衛装備庁におい



ても問い合わせ等に対応する必要が生じる可能性があるため、事前に内容を把握しておくためのものであり、発表を妨げるものではありません。

その他、公表件数等の実績については、年に一度、まとめて報告していただきます。これらの提出及び報告は、契約期間終了後も継続して実施していただくようお願いします。

### 3.5 知的財産権の帰属等

研究を実施することにより取得した特許権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条（日本版バイ・ドール規定）を踏まえた一定の条件を付した上で受託した研究実施機関に帰属させることができます。その詳細については契約条項によります。委託契約書のひな形については、委託契約事務処理要領に記載していますので参考にしてください。また、知的財産権に係る報告等は、契約期間終了後も継続して実施していただくようお願いしています。

なお、繰り返しになりますが、研究成果の外部への公表に当たっては、特に知的財産権の取得計画に留意してください。防衛装備庁は、本制度により多くの知的財産権が生まれることを期待しており、受託者には積極的に知的財産権を取得していただきたいと考えております。

また、本制度に基づく研究の実施に伴って発生する知的財産権が、研究機関に帰属するよう、あらかじめ必要な措置を講じていただく必要があります。特に、研究機関と雇用関係のない学生等が研究参加者となる場合は、当該学生等が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、あらかじめ当該学生等と、知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を締結する等の措置を講じてください。さらに、研究グループを構成する場合には、研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう、また、受託者の責任のもと、再委託先においても本契約で定める知的財産権に係る報告等の日本版バイ・ドールに関する規定が遵守・実施等なされるよう、再委託契約で約定してください。

## 4. 研究課題の応募方法

### 4.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

本制度の応募には、「府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）」を通じた手続が必要です。本制度へ応募する研究代表者及び分担研究機関の代表者は、システム利用規約に同意の上、e-Radの手続をお願いします。応募に当たっては、e-Radへの研究機関及び研究者の登録が必要となります。登録方法及び操作方法に関するマニュアルについてはホームページ(<https://www.e-rad.go.jp>)を参照してください。

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受付けます。ホームページをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況・採否に関する問い合わせには一切回答できません。

登録手続に日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他府省等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

### 4.2 応募書類の作成

応募希望者は、【別紙2】に示す「令和5年度安全保障技術研究推進制度の応募書類作成要領」に基づいて応募書類を作成してください。応募のタイプ別に応募書類の記載事項が一部異なりますので、注意してください。

### 4.3 応募書類の提出

#### 4.3.1 e-Radによる提出

応募書類は、e-Radによる提出のみ受付けます。4.4及び【別紙4】に示す「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」を確認の上、提出してください。

#### 4.3.2 公募期間

令和5年1月27日（金）～ 令和5年5月9日（火）正午（12:00）（厳守）

#### 4.3.3 余裕をもった提出のお願い

提出書類は、事務局において確認し、不備があった場合は修正を依頼することがあります。公募締切直前に提出されますと、不備があった場合の対応時間が十分に確保できない可能性がありますので、十分な余裕をもって提出してください。また、公募締切日には必要に応じて事務局から連絡する場合がありますため、研究代表者は応募書類に記載の連絡先に連絡が取れるようにしてください。応募書類の修正が間に合わずに不受理になった場合は、応募者が全ての責任を負うものとします。

#### 4.4 応募書類の作成・提出時の細部要領

##### 4.4.1 応募書類様式のダウンロード

所定のファイルを以下の防衛装備庁ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo.html>

##### 4.4.2 応募書類のアップロード

- (1) 応募書類（様式1-1以降）をPDFの形式で e-Rad上で応募（アップロード） してください。応募書類（添付論文等を除く）は1つのPDFファイルにまとめてください。
- (2) 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。
- (3) 応募の際にアップロードできるファイルの最大容量は10MBですが、極力3MB程度以下にするように努めてください。
- (4) 応募する前に、提出すべきファイルが全てそろっているか、また応募内容に間違いがないか、再確認してください。

##### 4.4.3 画像ファイル形式

応募書類に貼付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」又は「PNG」形式としてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、DTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼付けた場合、正しくPDF形式に変換されない可能性があります。

##### 4.4.4 応募書類の登録

e-Radでの応募においては、研究代表者による操作のみで提出可能であり、研究機関の担当者による承認作業は不要です。ただし、応募に当たっては所属研究機関による承諾（【別紙2】参考様式「研究課題の応募・実施承諾書」）が必要となりますので、注意してください。応募書類の提出状況は「応募課題情報管理」画面にて確認できます。提出が完了した応募書類は「応募状況」が「配分機関処理中」となりますので、必ず確認してください。公募締切までに「配分機関処理中」となっていない応募は無効となります。正しく操作しているにも拘わらず、公募締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、事務局まで連絡してください。なお、研究機関の内部手続も含め、進捗状況の確認は、研究代表者が責任をもって行ってください。

##### 4.4.5 その他の留意事項

- (1) 上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ホームページ（研究者向けページ）に随時掲載されますので、確認してください。
- (2) 提出された応募書類は返却いたしません。
- (3) 応募書類（特に様式1-2や添付論文など）に用いる図表、文字色については、白黒／カラーのどちらでも提出可能です。

## 5 応募に当たっての留意点

### 5.1 研究実施機関の要件・責務等

本制度に採択され、研究を実施する全ての研究実施機関は、その原資が国費であることを念頭に置き、関係する国の法令等を遵守し、次に示す内容を確認の上、研究を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。

(1) 研究実施機関は、「研究機関における競争的資金の管理・監査の指針（実施基準）」

（平成27年10月1日 防衛装備庁）<sup>9</sup>の遵守を承諾した上で応募してください。各研究実施機関は、本指針に基づき、各研究実施機関の責任において、研究費の管理・監査体制を整備し、研究費の適正な執行に努める必要があります。また、求めに応じその実施状況を防衛装備庁へ報告するとともに、必要に応じ、防衛装備庁が実施する体制整備等の状況に関する現地調査等に対応していただきます。

具体的には、研究機関内の責任の所在・範囲と権限の明確化、研究費の事務処理（調達依頼、発注・契約、納品・検収、支払、出張申請、精算等）手続の明確化、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施、告発等を受け付ける窓口の設置、不正に係る調査の体制・手続等の明確化・規則化、不正防止計画の策定、予算執行状況の把握・検証、監査制度の整備、調査結果の防衛装備庁への報告、これらの取組みの対外的な公表、等の対応が望まれます。なお、分担研究機関（再委託先）の体制整備や適正な管理等の確認については、代表研究機関が責任をもって実施してください。

(2) 研究実施機関は、「競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針」

（平成27年10月1日 防衛装備庁）<sup>10</sup>の遵守を承諾した上で応募してください。各研究実施機関は、本指針に基づき、各研究実施機関の責任において、必要な規程や体制を整備し、不正行為の防止に努める必要があります。また、必要に応じ、防衛装備庁が実施する各種調査に対応していただきます。

具体的には、研究倫理教育の実施、一定期間の研究データの保存、不正行為の疑いが生じた場合の調査手続や方法等に関する規定や仕組み・体制等の整備、告発等を受け付ける窓口の設置、告発に係る事案の調査、調査結果の防衛装備庁への報告、等の対応が望まれます。なお、分担研究機関（再委託先）の体制整備や適正な管理等の確認については、代表研究機関が責任をもって実施してください。

(3) 研究費は、各研究実施機関の規定に従って適切に支出・管理を行っていただきますが、委託契約書や防衛装備庁が定める委託契約事務処理要領等により、本制度特有のルールを設けている事項については委託契約書等に従う必要があります。

(4) 研究実施機関は、必要に応じ、防衛装備庁による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

(5) 各研究実施機関に対して、委託契約締結前及び契約期間中に事務管理体制や財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、研究実施機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、契約期間中であっても、配分する研究費の一部減額や配分

<sup>9</sup> <https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> からダウンロード可能です。

<sup>10</sup> <https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> からダウンロード可能です。

停止等の措置を行うことがあります。当該研究実施機関における研究の実施が不適切で研究が実施できないと判断した場合には研究体制の見直し等をしていただくこととなります。

## 5.2 研究費について

### 5.2.1 研究費の内訳

本制度で支払われる研究費は「委託費」であり、「直接経費」と「間接経費」に大別されます。直接経費とは、本制度に基づき研究を実施するために、直接必要な経費を指します。間接経費とは、直接経費に対して一定比率（原則30%）で手当てされ、本制度に基づく研究の実施に伴う研究実施機関の管理等に必要な経費として、研究実施機関が使用する経費を指します。詳しくは5.2.7及び【別紙3】を参照してください。

### 5.2.2 研究費の年度内執行の原則

本制度は、国の会計制度に基づき運用されます。独立行政法人や国立研究開発法人等が実施する事業とは会計ルール等が異なる点があることに留意してください。

タイプSでは複数年度契約とし、年度ごとに計画に応じた金額を支払います。当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則となります。予算の繰越は、やむを得ない場合を除いて認められませんので注意してください。実際に繰越を行う場合には、財務省の事前承認を得る必要があります。繰越の手続きは事務局が実施いたしますが、必要な書類は研究実施機関に作成していただきます。

タイプA及びタイプCでは、複数年度にわたる研究であっても、一年ごとに契約を締結します。また、契約において計上された経費は、その年度内での執行が原則となります。予算の繰越は、やむを得ない場合を除いて認められませんので注意してください。実際に繰越を行う場合には、タイプSと同様の手続きが必要となります。

### 5.2.3 研究費の支払い

研究に要する費用は、研究終了後の支払い又は研究期間途中の概算払<sup>11</sup>により支払います。

### 5.2.4 研究費の精算について

研究実施に当たって支出した研究費の精算を行う場合、代表研究機関から防衛装備庁に対して、年度ごとに「会計実績報告書」の提出が必要です。原則として、契約完了日又は当該年度の最終日の翌日から起算して61日以内に提出いただきます。その後、額の確定のための調査を実施し、余剰があれば精算（返納）していただきます。なお、額の確定のための調査時に、支払いのエビデンスとなる資料を確認します。その際に、経費と認められない場合が生じ得ますので、委託事務処理要領及び競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ等のルールをよくご確認の上、適正な執行に努めてください。分担研究機関（再委託先）分の額の確定については、代表研究機関が責任をもって確認してください。

また、年度内精算を選択する等、特定の条件においては、予算決算及び会計令に定められた

---

<sup>11</sup> 概算払：支出金額が確定していない債務について概算金額を支払うこと。

期限である契約翌年度の4月30日までに精算が行われます。その場合は、会計実績報告書を年度内に提出していただく必要があります。

#### 5.2.5 直接経費からの研究代表者の人件費支出

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について<sup>12</sup>」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、代表研究機関において当該経費が適切に執行される体制の構築と確保した財源の使用状況を防衛装備庁に報告することを条件として、本制度に基づいて実施される研究課題に従事するエフォートに応じ、研究代表者本人の希望により、研究代表者の人件費を、直接経費から支出することを可能とします。

#### 5.2.6 直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする制度（バイアウト制度）

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について<sup>13</sup>」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、各研究代表者について、代表研究機関がバイアウト制度に関する仕組み・規則を整備することを条件として、研究代表者本人の希望により、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等）を代行する教職員等の雇用等に係る経費の支出を可能とします。

#### 5.2.7 間接経費の執行に係る共通指針

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針<sup>14</sup>」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額としていますが、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとします。

#### 5.2.8 本制度の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針<sup>15</sup>」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本制度に基づいて実施される研究課題において雇用される若手研究者は、当該契約から人件費を支出しつつ、当該契約でのエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。本制度は、これにより若手研究者の育成・活躍機会の創出を行います。

---

<sup>12</sup> 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi\\_jinkenhi.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf)

<sup>13</sup> 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout\\_seido.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf)

<sup>14</sup> 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu\\_sikkou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf)

<sup>15</sup> 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

### 5.2.9 博士課程学生の処遇の改善について

「科学技術・イノベーション基本計画<sup>16</sup>」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン<sup>17</sup>」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本制度において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本制度へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

#### （留意点）

- ・科学技術・イノベーション基本計画では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。

<sup>16</sup> 以下のURLを参照してください。なお、URLは適宜変更になることがあります。  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

<sup>17</sup> 以下のURLを参照してください。なお、URLは適宜変更になることがあります。  
[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

### 5.3 SBIR制度について

本制度は、SBIR制度の指定補助金等に指定されています。SBIR制度とは、スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援する内閣府の制度です。詳細については、特設サイト (<https://sbir.smrj.go.jp/>) をご覧ください。

### 5.4 競争的研究費の適正な執行に関する指針

「競争的研究費の適正な執行に関する指針<sup>18</sup>」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究者及び研究実施機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保に係る取組の一環として、国内外の競争的研究費等の応募・受入状況、所属機関・役職等に関する情報について応募書類に記載することとしております。また、本制度への応募にあたっては、寄付金等や資金以外の施設・設備等の支援<sup>19</sup>を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規定等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約をe-Radを通じて実施していただきます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し、減額配分（以下「採択取消し等」という。）とすることがあります。加えて、必要に応じ、所属機関に対して当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

### 5.5 事実と異なる応募書類の提出に対する措置

応募者が、応募書類に事実と異なる記載を行ったと判断される場合は、その程度に応じ、採択取消し等又は研究計画の変更を行うことがあります。

### 5.6 本制度内での重複応募について

本制度において、同一研究者が研究代表者として複数の応募をすることはできませんが、研究代表者として応募するもの以外の研究課題に研究分担者として参画することは差し支えありません。また、既に本制度に採択され、令和5年度に継続して契約中（契約予定）の研究代表者は、新たな研究課題の研究代表者として応募することはできません。ただし、令和5年度中に研究期間が終了する場合を除きます。この場合、応募内容と採択済みの研究課題の差異や、進捗状況等を詳しく説明するようにしてください。

### 5.7 他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入れ状況

他の制度への応募段階（採択が決定していない段階）での本制度への応募は差し支えありませんが、他の制度への応募内容、採択の結果によっては、本制度において、採択の見直し等を行うことがあります。なお、応募者が、異なる課題名や内容で他の制度において助成等を受け

<sup>18</sup> 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

<sup>19</sup> 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。



ている場合は、上記の重複応募の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますので留意してください。

このため、他の制度で助成等を受けている場合、採択が決定している場合又は応募中の場合には、【別紙2】の様式3「他制度等の応募又は受け入れ状況」に正確に記入してください。また、本制度への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度等に応募し、採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告してください。この報告に漏れや事実と異なる内容があった場合、本制度において、採択取消し等を行う場合があります。

## 5.8 不合理な重複・過度な集中に対する措置

### (1) 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの<sup>20</sup>。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本制度において審査対象からの除外、採択取消し等を行うことがあります。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

なお、本制度への応募段階において、他の競争的研究費制度等への応募を制限するものではありません。

### (2) 過度の集中に対する措置

提案された研究内容と、他の競争的研究費制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択取消し等を行うことがあります。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォートに比べ過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

### (3) 不合理な重複・過度の集中排除のための応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題）内容の一部に関する情報（研究実施者名、研究実施機関名、研究課題名、研究課題の概要、応

---

<sup>20</sup> 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

募時の予算額等)を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

## 5.9 研究費の不正使用及び不正受給への対応

研究費を他の用途に使用したり、防衛装備庁から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、又不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合の措置については、5.1(1)に示した指針に基づき、以下のとおりとします。これらの措置を行うことについて、あらかじめ承諾した上で応募してください。

### (1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた研究課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### (2) 応募又は参加<sup>21</sup>の制限等の措置

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」という。)や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善良な管理者の注意義務(善管注意義務)に違反した研究者<sup>22</sup>に対し、不正の程度に応じて「競争的研究費の適正な執行に関する指針<sup>18</sup>」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)別表1のとおり、本制度への応募又は参加の制限措置、嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、応募又は参加が制限される場合があります。

### (3) 不正事案の公表について

本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への応募又は参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要(研究者氏名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表することとします。

## 5.10 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動における不正行為(捏造、改ざん又は盗用)への措置については、5.1(2)に示した指針に基づき、以下のとおりとします。これらの措置を行うことについて、あらかじめ承諾した上で応募してください。

### (1) 契約の解除等の措置

---

<sup>21</sup> 「応募又は参加」とは、新規の応募、申請、提案を行うこと、研究分担者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続事業)への研究代表者又は研究分担者等として参加することを指します。

<sup>22</sup> 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

研究活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

## (2) 応募又は参加の制限等の措置

本制度による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、「競争的研究費の適正な執行に関する指針<sup>18)</sup>」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)別表2のとおり、本制度への応募又は参加の制限措置を講じます。

また、他府省を含む他の競争的研究費等の担当に当該不正行為の概要(不正行為をした研究者氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、応募又は参加が制限される場合があります。

## (3) 不正行為の公表について

本制度において、不正行為を行った者のうち、本制度への応募又は参加が制限された研究者については、当該不正行為の概要(研究者氏名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表することとします。

### 5.1.1 他の競争的研究費制度で応募又は参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募が制限されている期間中、本制度への応募又は参加を制限します。他の競争的研究費制度には、令和5年度以降に新たに公募を開始する制度及び令和4年度以前に終了した制度も含まれます。また、応募等資格制限の取扱い及び対象制度が変更になった場合、適宜、防衛装備庁のホームページ等でお知らせいたします。

### 5.1.2 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について<sup>23)</sup>」(令和3年4月27日 統

<sup>23)</sup> 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity\\_housin.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf)

合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

### 5.1.3 安全保障貿易管理について

本制度により研究を実施する際には、他府省の競争的研究費制度と同様、安全保障貿易管理に留意する必要があります。

我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制<sup>24</sup>が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

外為法の規制対象には、貨物の輸出だけではなく技術提供も含まれます。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

安全保障貿易管理の詳細・問い合わせ先については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

<問い合わせ先等>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

### 5.1.4 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反して研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処罰の対象となるほか、研究費の配分停止や配分済みの研究費の返還を求めることがあります。

<sup>24</sup> 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

### 5.15 応募情報及び個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる情報は、研究課題採択のための審査に利用します。また、採択された研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究代表者名、代表研究機関名、研究費、研究期間等）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後、適宜、ホームページ等において公開します。採択されなかった研究課題については、その内容について外部に公表することはありません。

ただし、SBIR制度等に活用するため、研究課題名、研究概要、研究代表者名、代表研究機関名等が、関係府省等で共有される場合があります。

応募に関連して提供された個人情報の取扱いについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守し、法令又は関係府省等により提供を求められた場合を除き、以下の目的にのみ利用します。

- ① 審査及び審査に関係する事務連絡、通知等
- ② 採択課題の研究代表者に対して、契約等の事務連絡、説明会の開催案内等、採択課題の管理に必要な連絡
- ③ 防衛装備庁が開催する成果報告会、シンポジウム等の案内や、防衛装備庁が実施する諸事業の案内等の連絡

### 5.16 e-Rad上の情報の取扱いについて

総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究費制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。そのため、採択課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radに入力していただきます。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府及び関係府省に提供されることとなります。

### 5.17 研究者情報の researchmap への登録のお願い

researchmap(<https://researchmap.jp/>)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報はインターネットを通して公開することもできます。また、researchmapはe-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本制度の研究実施者は、researchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。なお、researchmapへ登録しなくても本制度への応募は可能であり、登録の有無が採択結果に影響することはありません。

### 5.18 委託業務において購入した物品等の取扱い

#### (1) 研究期間中

本制度は、委託により実施するものであるため、本制度により購入し取得した備品、資産

及び防衛装備庁が指定する試作品等（以下「管理対象物品」という。）の所有権は、研究期間終了後、原則として防衛装備庁に帰属します。したがって、取得した管理対象物品は、所属する研究実施機関の担当者による善良な管理者の注意に基づき管理していただきます。

なお、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて<sup>25</sup>」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の5．購入した研究設備・機器の有効活用（1）に基づき、委託業務において取得した資産等を一時的に他の研究開発に使用することができます。

## （2）研究期間終了後

管理対象物品は原則として防衛装備庁に返納していただきます。防衛装備庁への輸送費は受託者の負担とさせていただきます。

ただし、研究期間終了後であっても、防衛装備庁の判断により、無償貸付や有償貸付等を認める場合があります。「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」も参考としてください。なお、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて<sup>25</sup>」（競争的研究費資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の5．購入した研究設備・機器の有効活用（2）に基づき、貸付期間中の当該資産等を一時的に他の研究開発に使用することができます。

また、所有権が防衛装備庁に移った後、相手先を特定する形での「有償譲渡」や「売払い」はできかねます。防衛装備庁が当該物品を処分する際は、一般競争での売払いとなります。

なお、管理対象物品のうち廃棄を要する場合は、廃棄費用は受託者の負担とさせていただきます。

## 5.1.9 研究データマネジメントについて

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「科学技術・イノベーション基本計画<sup>16</sup>」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」<sup>26</sup>（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、採択された研究課題の研究代表者に対し、交付申請時に、当該研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプランの作成を令和6年度以降求める予定です。

<sup>25</sup> 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r30305.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf)

<sup>26</sup> 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

## 5.20 その他事務手続について

事務手続については、応募締切時点での最新の「安全保障技術研究推進制度委託契約事務処理要領」を参照してください。

(URL : <https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html>)

## 5.21 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

問い合わせ内容	問い合わせ先等
制度及び公募、採択、評価、事務手続等に関する問い合わせ	防衛装備庁 技術戦略部 技術振興官付 安全保障技術研究推進班 E-mail: <a href="mailto:funding-kobo@cs.atla.mod.go.jp">funding-kobo@cs.atla.mod.go.jp</a> (緊急の場合を除き、電子メールでのお問い合わせをお願いします。)  TEL: 03-3268-3111 (代表) 内線 28513、28523、28515 受付時間 10:00~12:00 / 13:00~17:00(平日)  (参考となるホームページ) <a href="https://www.mod.go.jp/atla/funding.html">https://www.mod.go.jp/atla/funding.html</a> <a href="https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo.html">https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo.html</a> <a href="https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html">https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html</a>
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク TEL: 0570-057-060 (ナビダイヤル) 受付時間 9:00~18:00 (平日)  <a href="https://www.e-rad.go.jp/contact.html">https://www.e-rad.go.jp/contact.html</a>

## 6. 結言

本制度は、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」（令和4年12月 国家安全保障戦略）に置かれている状況、「世界的規模での地政学的な環境変化が起き、覇権争いの中核が科学技術・イノベーションとなっている」状況、「科学技術・イノベーションが国家の在り様に与える影響はますます増大」（令和3年3月 科学技術・イノベーション基本計画）している状況を踏まえ、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募・委託するものです。当然のことながら、本制度において「これまでに採択した研究課題の中に大量破壊兵器や国際人道法に違反する武器の開発につながるものはなく、これからも防衛省が採択することはありません」（令和4年4月26日参議院内閣委員会）。

基礎研究や最先端の科学技術は、様々な分野に活用される可能性を秘めており、それを防衛用途か否かといった観点で切り分けることはもはや困難とされています。また、防衛用途に使われる可能性があるという理由で研究の歩みを止めてしまえば、民生分野でさらに生活が豊かになる可能性もそこで途絶えてしまう、という意見もあります。この点、本制度の対象が基礎研究であり、防衛装備品そのものや防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではないこと、本制度で得られた研究成果は広く民生分野においても活用できること、知的財産権は受託した研究機関に帰属可能であること、公表に制限がないこと、研究の自律性は保たれることも、ご考慮いただければと思います。

前述の国家安全保障戦略は、「安全保障に関わる総合的な国力」の一つとして「技術力」を挙げ、「科学技術とイノベーションの創出は、我が国の経済的・社会的発展をもたらす源泉」と指摘しています。防衛装備庁においても、技術力の差が戦いの勝敗を決し得ることから、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠と考えています。その一端を担う本制度によって、革新的・萌芽的な技術を一つでも多く発掘・育成することで、日本の「技術力」ひいては「国力」の向上に寄与していきたいと考えておりますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

以上